

卒業・修了後に奨学金の返還が困難になった場合について

～減額返還制度・返還期限猶予制度のご案内～

日本学生支援機構奨学金の貸与が終了した方で、災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、割賦金額の減額や、返還期限の猶予を願い出すことができます。

そのような状態になった場合は、延滞する前に手続きをおこなってください。申請は1年ごとに願い出て、最長10年まで延長可能です。

減額返還制度

返還が困難な方の中で、減額すれば返還可能である方を対象として、一定期間、1回当たりの割賦金を2分の1に減額し、その分の返還期間を延長する制度です。

月額: 1/2、期間: 2倍

返還総額は変わらない

※利息付の第二種も含める。

返還期限猶予制度

返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を願い出すことができます。一定期間、返還を停止し先送りにする事ができる制度です。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。

※返還が困難な方への詳細

⇒ <http://www.jasso.go.jp/henkan/konnan.html>

制度・願い出方法の詳細については、日本学生支援機構のウェブサイトをご覧ください。

◇日本学生支援機構ウェブサイト◇

<http://www.jasso.go.jp/>

◇モバイルサイト◇

<http://daigakuic.jp/jasso/>

◇電話でのお問合せ◇

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター

TEL: 0570-666-301(ナビダイヤル)



大学、大学院に在学している場合、在学している期間は願出により返還期限が猶予されます。スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出してください。